

貴志川線の未来をつくる会 規則

第1条（名称）本会は、貴志川線の未来を“つくる”会（以下「つくる会」）と称する。

第2条（事務局）つくる会の事務局は、和歌山市伊太祈曽558番地に置く。

第3条（目的）つくる会は、和歌山電鐵貴志川線が、環境にやさしく利用しやすい鉄道として存続するよう関係機関に働きかけること、及び沿線住民等への啓発活動を目的とする。

第4条（活動）つくる会は、前条の目的を達成するために次のような活動をする。

- （1）貴志川線の利用促進。
- （2）行政、和歌山電鐵はじめ、関係の組織と連携して活動する。
- （3）情報の収集、調査及び研究。
- （4）その他、目的実現に必要な事項。

第5条（会員）つくる会の会員は、年会費1,000円を納め入会申込書を提出した者とする。

- 2 会員は会の運営について、意見を申し出ることができる。

第6条（役員）つくる会に次の役員を置く。代表1名、副代表2名、事務局長1名、事務局次長3名、会計1名、監査2名。

- 2 代表は、つくる会を代表し、会務を統理する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、または代理する。
- 4 事務局長は、業務と事務を統括する。
- 5 事務局次長は、事務局長を補佐し、それぞれ総務、IT、企画を担当する。
- 6 会計は、つくる会の会計を実務する。
- 7 幹事は、つくる会が行う活動を検討、実行する。
- 8 監査は、つくる会の業務及び会計を監査する。

第7条（役員の任期及び選任）つくる会の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 役員は役員会において選任する。

第8条（会議）つくる会の会議（役員会）は必要に応じて代表が召集する。

- 2 役員会が必要と認めたときは、開催できる。
- 3 役員会が必要と認めた者は、会議に出席できる。
- 4 役員会は、会則、事業等の改廃、事業計画の策定その他本会の運営に関し重要な事項を協議・決定する。

第9条（事業報告書及び決算）代表は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支決算書を作成し、監査を経て会員に報告する。（会報に掲載）

第10条（経費）つくる会の経費は、会費、寄付金、その他をもって充てる。

第12条（年度）つくる会の事業年度及び会計は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

付則

この規則は、2004年（平成16年）9月5日から施行する。

2006年（平成18年）3月1日 一部改正

2021年（令和3年）5月8日 一部改正